（主務大臣）

第二十三条　この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（主務省令への委任）

第二十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、主務省令で定める。

（経過措置）

第二十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第四条第一項の変更の認定又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二　第六条第二項の規定に違反したとき。

三　第十五条第一項から第四項まで又は第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十七条　第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合に限る。）には、当該違反行為をした認定畜舎等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定畜舎等又はその建築設備の工事施工者（当該工事施工者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「工事施工者等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

２　前項に規定する違反があった場合において、その違反が認定計画実施者（当該認定計画実施者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人、その他の従業者（以下この項及び第二十九条第二項において「認定計画実施者等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者等を罰するほか、当該認定計画実施者等に対して前項の刑を科する。

第二十八条　第五条第一項又は第三項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした工事施工者等は、百万円以下の罰金に処する。

第二十九条　第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合を除く。）には、当該違反行為をした認定畜舎等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定畜舎等又はその建築設備の工事施工者等）は、百万円以下の罰金に処する。

２　前項に規定する違反があった場合において、その違反が認定計画実施者等の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者等を罰するほか、当該認定計画実施者等に対して同項の刑を科する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第十四条第二項の規定による物件の提出をせず、又は虚偽の物件の提出をしたとき。

四　第十四条第三項の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五　第十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十二条　第九条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉

デジタル社会形成基本法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

法律第三十五号

デジタル社会形成基本法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本理念（第三条―第十二条）
第三章　国、地方公共団体及び事業者の責務等（第十三条―第十九条）
第四章　施策の策定に係る基本方針（第二十条―第三十五条）
第五章　デジタル庁（第三十六条）
第六章　デジタル社会の形成に関する重点計画（第三十七条・第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規